

研究

佐伯藩の切支丹処刑とその類族

林 寅 喜

(会員)

慶長六年(一六〇一)佐伯藩が立藩して僅か三十三年後の寛永十一年、日野浦在住の切支丹信徒清太夫一族七人を火刑(火炙り)にしたという、前代未聞のショッキングな事件があった。処刑の一部始終について詳しく記した資料は知らないが、温故知新録の中に『切支丹類族出生存命死失一件』という三冊から成る資料がある。平成四年五月この一部を抜粋して解読を試みた。

これによると、文化十四年(一八一七)の記録によれば、佐伯藩は元禄年中までの『切支丹存命死失一件』は虫喰い損じ、判読出来難い部分もあるので、帳面を書き改めるよう寺社方へ指示したとし、類族は文化十四年日野浦百姓与三郎までで消滅したと届けている。以下その内容を紹介する。

貞享四年(一六八七)の記録から

(切支丹の措置についての主な内容)

- ・切支丹が転ばぬ前生まれた子は本人同然の扱いとし、転び以後に生まれた子は類族に区別すること。
- ・転び切支丹が檀那寺を持った場合、その寺との関わり合いを監視し、若し人を集め寄り合うなどあれば、その参加者まで穿鑿せんさくすること。
- ・切支丹以外の者でも宗旨の疑わしい場合は届け出て知らせよ。品によつては褒美を与える。同類たりともこれを見咎めず隠し立てが分かつたら処罰する。
- ・類族の親類並びに婿、舅まで忘れることなく吟味し他国へは行かせず、他所よそから来た者が切支丹の子孫であることが分かつたら届け出ること。
- ・切支丹の類族が死亡した時は死骸を改めて吟味し、別条なければ檀那寺に渡し、毎年七月切支丹奉行所へ届け出ること。
- ・宗門改めは従前のように怠りなく家中下々まで穿鑿し、寄り合いなど不審のないよう心がけよ、などである。

元禄二年（一六八九）の記録から

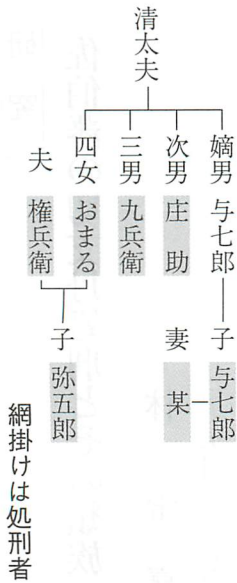
・寛文九年（一六六九）三月、城村佐藤学安（医者？）の下女せんが、切支丹であるという訴人があって捕縛され、長崎送りとなって収監されたが、二十年後の元禄三年（一六九〇）閏正月、七十九歳で死亡したと記録している。

疑問 収監でどんな扱いを受けたか知る由もないが、二十年という年月は長かったように思う。

処刑された七人

鶴藩略史によれば、清太夫とその家族三子九兵衛・四女某（茶飲話にはおまるとあり）及びその夫権兵衛・孫与七郎とその妻某・孫弥五郎と書いてある。

これを存命死失一件（以下一件帳と略記）と照合したら、次のようになった。



・与七郎とその妻某について

一件帳から清太夫は三男五女の子福者であったということが分かった。したがって嫡男与七郎は処刑時凡そ五十代前半位と推定され、同名の子与七郎にはけさとみやの姉妹がいたことも分った。なお、みやの夫庄三郎が処刑時二十五歳で、その子庄左衛門が出生の前年であったこと等から、与七郎も略々同年輩で妻帯していたということも理解できた。只、夫婦には子はなかったようである。

・孫弥五郎について

清太夫の五女にとらという人がいて、蒲江浦の三郎右衛門に嫁ぎ、元禄七年（一六九四）九十三歳で死亡と書いてある。そうすると、とらは処刑の年三十三歳になるから、姉であった四女おまるは三十五歳前後の年増であったことになる。したがって、弥五郎はおまる夫婦の子であったことに間違いなく、跡目のいないことも分った。但し、年齢については『茶啜話』にいう六歳ではなく、母おまるの年齢からすると十歳以上ではなかったろうか。

以上から清太夫は処刑時七十歳代後半で、妻に先立

たれた老人であったと思う。一方、処刑には嫡男与七郎と次男庄助夫婦は含まれていないが、四人とも処刑前に転んだか死亡していたか定かでないが、次男庄助の類族は四代跡まで確認した。

なお、処刑者数を十一人とする市史とは相違する。

類族について

前述の通り元禄以前の記録は不明で、詳しいことは分からない。

そこで「一件帳」によって処刑執行時生存していた類族を調べた。それは次の通りである。年齢は数え年

名前	続柄	処刑時年齢	死亡年齢	適用
とら	清太夫五女	三十三	九十三	塩詰
庄三郎	清太夫嫡子 与七郎の子みや夫	二十五	七十九	
十左衛門	久六の子	十二	七十	塩詰
およし	清太夫二男 庄助の長女姑	十一	七十九	
又三郎	清太夫五女との次男	九	七十三	
長左衛門	久六孫すぎの夫	八	六十三	

名前	続柄	処刑時年齢	死亡年齢	適用
伝左衛門	清太夫二男庄助の三男	五	七十二	
作左衛門	清太夫二男庄助の七男	一	六十四	

註 久六(羽出浦)は転び切支丹、その子十左衛門は父が

転ぶ以前出生のため死体は塩漬にされた。

死体塩詰Ⅱ死後藩の役人による検死の後、切支丹役人に依る再検死まで死体保護のため塩詰にされたものか。

これにより、嫡男与七郎と次男庄助並びに羽出浦の転び切支丹久六の三人は処刑時以降の死亡なら当然対象となった筈である。

類族の死者数一覧表

年号	西曆	年数	死者数	年当り
元禄	一六八八〜一七〇三	一五	二八	一、九
宝永	一七〇四〜一七二〇	六	二四	四、〇
正徳	一七一〜一七二五	四	一六	四、〇

年号	西 曆		年数	死者数	年当り
	一七二六～一七三五	一七三六～一七四〇			
享保	一七二六～一七三五	一七三六～一七四〇	一九	四二	二、二
元文	一七三六～一七四〇	一七四一～一七四三	四	六	一、五
寛保	一七四一～一七四三	一七四四～一七四七	二	三	一、五
延享	一七四四～一七四七	一七四八～一七五〇	三	八	二、七
寛延	一七四八～一七五〇	一七五二～一七六三	二	三	一、五
宝曆	一七五二～一七六三	一七六四～一七七七	一二	八	〇、七
明和	一七六四～一七七七	一七八一～一七八八	七	一五	二、一
安永	一七八一～一七八八	一七八九～一八〇〇	八	一二	一、五
天明	一七八九～一八〇〇	一八〇一～一八〇三	七	一	〇、一
寛政	一八〇一～一八〇三	一八〇四～一八一七	一一	三	〇、三
享和	一八〇四～一八一七		二	不詳	
文化			一三	不詳	
計			一六九		一、五

これで見ると元禄から寛政までの一二年間に一六九人死亡しているから、平均して一、五人／年となり、寛政年間（一一年）では〇、三人／年という計算になる。

つまり時代が下がるにつれて類族も七代から八代以降

となるため、絶家や分家^(註)などで減少は当然といえる。恐らく享和・文化年間にはもつと減少していたと思う。

一方、藩としても根拠となる村方人別帳での判断も難しくなり、見極めが困難となったことも一因であろう。そうしたことから、藩は前記日野浦の百姓で消滅したと届け出たのかも知れない。

他に元禄四年因尾村で、転び切支丹の子の妻某が三十九歳で死亡したと届け出ている。

註 絶家＝跡継ぎがなく絶えた家。

分家＝江戸時代は原則として分家は認めなかった。理由は土地を分け与えることにより、農業が零細化するのを防ぐためであった。そこで一軒に二世帯同居していたという資料はよく見られる。分家を上納金にかえて認めるようになったのは、天保時代以後のことである。

出家した類族のこと

一件帳によれば『切支丹本人（又は）同然のうち出家は格別に候 向後相果候節は死骸を伺うに及ばず 塩詰に仕らず土葬成共火葬成共勝手次第』という条項がある。つ

まり出家は寛大に扱われていたということである。

さて、前記類族を調べていたら、清太夫の次男庄助の三男伝左衛門の孫で祖観(清太夫の玄孫になる)という人が浦代浦の養福寺に出家し、元禄十六年(一七〇三)から享保二年(一七一七)までの十四年間、芝増上寺に遊学し修行していたことが分った。その時期は十五・六歳から三十歳前後迄ではなかったろうか。

冒頭に述べた如く資料の有無は不明である。

このことを浦代浦の成松文書と照合したら、養福寺の歴代住職で三十八世卷誉覚貞上人という人が、延享二年(一七四五)十二月六日入寂 羽出浦(出身地と解される)と書いてある。これは法名祖観の観と卷誉の卷は読みが共通するところから同一人物と考えられ、この時六十歳前後と推定すれば後年住職を務めたに相違ないと思う。

処刑執行の状況他について

冒頭に述べた如く資料の有無は不明である。そこで以下私著『くすのたわ言佐伯の昔』(平成二年六月刊)の中から抜粋して掲載した。参考になれば幸いです。

参考資料 温故知新録 鶴藩略史 佐伯郷土史

キリシタン処刑

このような跡目相続の紛争があつた翌寛永十一年(一六三四)、今度は領民達に対するシヨッキンクな出来事がありました。

それはキリシタン禁教令に伴う踏み絵により発見されたものであるということを、あとで知つたのでございます。御存知かも知れませんが、キリスト教が耶蘇教の宣教師フランシスコ・ザビエルによつて、初めて我が国に傳えられたのは、天文一八年(一五四九)七月のことと聞いております。

この異国の宗教は如何なるわけか普く人々の心を捉えて、宛ら流行病の如く信徒を拡大して行つたのでした。それは恰も今日の新興宗教を思わせる感じでございます。これを憂えた時の天下人太閤殿下が、天正一五年(一五八七)六月突如としてキリシタン禁教令を発令し、そのあと替わつて幕府を開いた家康殿も、依然として跡を絶たぬ信徒に対し、慶長六年(一六〇二)から一十九年までの一三年間に、国内各地に前後四回に亘る禁教や、宣教師国外追放などの弾圧を重ねて、元和二年(一六一六)八月にはキリスト教渡来を禁止しました。一方、これに入信した

領民達は、如何なる方法の弾圧が加えられようとこれに屈せず、禁教令以後も隠れて信仰するなどして、治まる気配はなかったようでした。

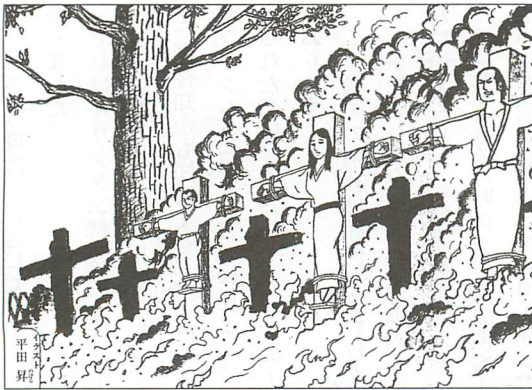
そこで、これに業を煮やした幕府は、寛永六年（一六二九）から踏み絵によつて信徒の判別をすることにしたのでございます。

それは一枚の板にキリストの肖像を刻んで十字架を嵌め込んだものを、村毎に役人が出張つて領民達に踏ませ、信徒の有無を知るといふ簡素な方法でした。当然のことながら佐伯領でもこの踏み絵が行われ、すべての領民が参加することを命ぜられたのでした。

ところが、日野浦村の百姓清太夫一家七人がこれを頑なに拒んだため、引立てられて丁度今の伊豫銀行の所にあつた、牢に入れられて日夜改宗を迫られたということでした。中でも夫権兵衛と共に捕らえられていた娘のおまるは、絶世の美人と言われていただけに役人達も殺すに忍びなかつたのでしようか。

藩としては幕府に対する手前から、出来れば信徒はだしたくないというのが本音のようで、改宗さえ契えれば直ちに解き放すとまで言われたさうでございます。

しかし、どうしても信仰を捨てることが出来なかつた清太夫一家は、あくまでこれを拒み続けたため、止むなく刑に処せられることになりました。それも領民への見せしめのためと、幕府の御威光を徹底させるためか、火炙りという極刑を申し付けられたのでございます。



御存知のように、当時藩主高尚殿は年齢僅か四歳の幼児で、このような決定を下せる筈もなく、全て老臣達の指図によるものと思ひました。

この申し渡しを受けた清太夫一家七人は、既に心は決まっていたのか別段顔色を変へることもなく、従容として笑みさえ浮かべていたということでした。

清太夫一家七人が処刑になったその日は、朝からどんよりとして今にも降り出しそうな陰鬱いんうつで暗い感じのする日和でした。

辰の刻を回った頃牢屋敷を引き出された一行は、真新しい白衣に荒縄の帯を結んだ儘の姿で、後手に高々と縛られて裸馬に乗せられ、仲町商人町から大手門の方へゆっくりと進んで行きました。

行列は先頭から騎馬姿の牢役人の後を槍を持った藩士が続き、筵旗と罪状を認めた高札のあとには、清太夫を始め六人を乗せた馬が続いておりました。

その姿は長い牢内で責め苦を受けたためか、全身傷だらけで見ても痛々しく痩せ細り、開いた眼だけが異様に光っているようでした。殊に哀れを感じたのは、一番後ろを行く孫の弥五郎とか申す子供でした。

世間では子供が折檻される姿を見ると、大抵の親はたまりかねて白状したり、改宗を契うと聞いておりましたが、この子はじつと耐え抜いたのか、それ共清太夫が無視していたのか分かりませんが、年端も行かぬ子供がデウスデウスの恵みなど分かるう筈もなく、親の道連れにされたと考えるのが、大方の人達の思いであつたようでございます

す。しかし、これでようやく責め苦を逃れて天国に行けるという心に安らぎがあつたのか、どの顔も晴々としていたようでした。

行列は大勢の町人達が見守り、中にはじつと眼を閉じて祈りを捧げているかのような人も見受けられました。が、周囲には常に藩士の眼が光つておりましたので、際だつた真似事など出来ない様子でした。

やがて一行は大手前から札場通りに出て、船頭町横丁を通つて六本松河原の刑場に入つて来ました。そこは向島と川を挟んで中洲が細長く突き出た所にあり、既に竹矢来が組まれて七本の十字架が建てられ、周囲には薪が高く積み上げられて準備は終わつておりました。

それは見ているだけでも誠に不気味で、肌が凍るような思いがしました。竹矢来の外は早朝から見物に押しかけた領民達で混雑しておりましたが、誰も好き好んで来たのではなく、火炙りという刑の惨ひどたらしさで怖いもの見たさの好奇心に加えて、ひよつとして刑の執行前になつて改宗を契い、解き放してくればという一縷いちろうの望みを掛けて来たのではないかと考えました。

また、藩としても敢えてこんな惨い刑を執行する分け

ではなく、幕府に対する手前見せしめのため行くもので、土壇場になって刑を中止してもそれなりに成果はあったと考えていたようでございます。

やがて一行が到着すると、待ち構えていた牢役人達が馬から降ろして十字架に縛り付け、一人宛元の位置に建って行きました。十字架は男と女の場合は形が少し違っておりましたが、二人の女のうちおまるという人は噂の通り美人でした。その日は後髪を束ねただけの姿でしたが、長い間の責め苦のためか身はやつれて痩せ細っていました。しかし、それがまた得もいわれぬ色気となつて、かえつて凄みを帯びているようでした。

七本の十字架が全て建て終わる頃、検死役の牢奉行が騎馬姿で乗りつけて床几に腰を下ろし、係の士達が左右に控えました。領民達は咳一つする者もなく、息を殺して見守つておりました。空には暗雲が低く垂れ込めて今にも雨が降り出しそうな雲行きとなり、群衆の中には早々と笠を冠る者さえありました。

やがて牢奉行が立ち上がつて前に進み出ると清太夫に向かい

「どうじゃ清太夫。もう一度考え直して見てはどうか。死

んでもしもうてはデウスも何もなからう。それにお前一人ならまだしも六人も巻き添えにして心苦しう思わぬか。ここで改宗を契えば直ちに解き放してやつてもよいぞ」と申しますと、領民達の中から口々に

「そうしろ。そうしろ」

と言う声があちこちから上がり、慌てて役人から制止されるという一幕もありました。

私も是非そうして欲しいと思いましたが、領民達も同じように考えていたようでございます。しかし、清太夫はすでに心を決めていたのか、

「今となつて神を欺き、身の安全を願つて何になりましょう。この儘生き長らえて辱めを受けとうはありません」

そう言い切つたのでございます。

私は一瞬肝を潰してしまいました。

何故に清太夫は奉行の言う通り考え直しては見ないのか。たとえ死を択えんだからと言ってそれが直ちに幸せに繋がるとも思われず、人に限らず萬物全てが生命あつての物種で、死んでしまつて何にならうと考えたからでございます。それに処刑は清太夫一人ならまだしも六人の身内までも道連れにするとは、何とも納得の行かぬ答え

でした。

しかし、人それぞれに生きる術も考えることも違っているのは事実でございます。清太夫の場合生きてこののち神に辱めを受けるより、死して己れの道を全うしたいと考えたのでしょうか。

これを聞いて牢奉行も決心がついたのか。

「よし分かった。望み通り天国とやらえ送つてやる」

早速、藩士に火をつけるよう命じたのでございませう。やがて清太夫の柱から順に火が付けられると、折りからの浜風に煽られて黒煙りと共に炎が吹き上げられていきましました。

この時矢来の外にいた群衆の中からは、叫び共、歎き共つかぬ叫び声が上がりました。暫くして七本の柱全部から炎が上がり始めた頃、孫の弥五郎が強く身を振らせて

「熱い。お父う。助けてくれー」

それは灼熱の地獄から救いを求める悲痛な叫び声として人々の胸を刺したのでした。しかし、外の柱からはデウスに捧げる祈りの声が風に乗って聞こえて来るだけでしたが、それも束の間のことでした。

この惨状を見ていた領民達は、殆ど大地にうつ伏せす

るか顔を背けて、

「南無阿弥陀仏」

と唱える人達ばかりで、凝視していたのは僅かな人数でした。

私は助けることも逃げ出すことも、顔すら背けることも出来ない自分をこの時程疎ましく思ったことはありませんでした。

炎が着衣を包んでしまった頃には、既に魂は昇天したと思われ、青白い炎と共に身体の一部が焼け落ち、黒煙りと共に異様な臭気が辺り一面に漂い始め、それは宛ら地獄の中にいるような心持ちでした。

やがて刑も終わりに近づいた頃、垂れ込めた雲間から雷鳴と共に篠突くような雨となり、領民達は慌てて立ち去りましたが、私の目には清太夫の怒りが天に通じたのだと思いました。

刻が経ち雨に消えた炎のあとに残された十字架と黒く焼け残った死骸を見て、私の心は言い知れぬ恐怖に襲われたのを忘れることが出来ません。